

税関における包括承認（委託加工貿易契約）の確認方法について（お知らせ）

平成26年4月24日

最終改正：令和6年6月28日

委託加工貿易契約包括輸出承認に係る輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）第5条（税関の確認等）に基づく確認については、平成26年5月1日から下記のとおり取り扱うこととなりましたのでお知らせします。

記

1. 委託加工貿易契約包括輸出承認

委託加工貿易契約包括輸出承認を受けている輸出者においては、通関手続きを行う際、以下の事項をインボイスに記載してください。これに基づき、税関は取引形態及び輸出しようとする貨物が委託加工貿易契約包括輸出承認の対象取引及び貨物であるかどうかの確認を行います。

委託加工貿易契約取引により輸出しようとする貨物について、委託加工貿易契約包括輸出承認の対象取引及び貨物に該当する輸出令及び輸出貿易管理規則の該当規定をインボイスに記載してください。

（記載例）輸出令第2条第1項第二号、輸出貿易管理規則第3条第二号

2. お問い合わせ先

経済産業局（神戸通商事務所を含む。）、沖縄総合事務局